

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 令和元年度遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和元年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和元年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 9 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 10 同意第 3 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 11 同意第 4 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 12 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 13 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 14 議案第 2 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 4 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 17 議案第 5 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 18 議案第 6 号 財産の取得について
- 日程第 19 議案第 7 号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第 8 号 令和元年度遠軽町下水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
- 日程第 21 議案第 9 号 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22 議案第 10 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 11 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 認定第 1 号 令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 2 号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 3 号 令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 4 号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 日程第 28 認定第 5 号 令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 6 号 令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 30 認定第 7 号 令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 31 一般質問
- 日程第 32 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 33 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 34 議案第 14 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 35 議案第 15 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 36 議案第 16 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 37 議案第 17 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 38 議案第 18 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 39 議案第 19 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 40 議案第 20 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 41 認定第 1 号 令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 42 認定第 2 号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
(付託案件) について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 43 認定第 3 号 令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
(付託案件) 定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 44 認定第 4 号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
(付託案件) いて
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 45 認定第 5 号 令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
(付託案件) 認定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 46 認定第 6 号 令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 47 認定第 7 号 令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 48 意見案第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な
悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 49 意見案第 2 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

日程第 5 0

常任委員会所管事務調査報告書

日程第 5 1

常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

令和 2 年 第 5 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 2 年 9 月 7 日（月）午前 10 時 00 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 令和元年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和元年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 令和元年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 同意第 1 号 | 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第 9 | 同意第 2 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 10 | 同意第 3 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 11 | 同意第 4 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 12 | 同意第 5 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 13 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 14 | 議案第 2 号 | 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 16 | 議案第 4 号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第 17 | 議案第 5 号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第 18 | 議案第 6 号 | 財産の取得について |
| 日程第 19 | 議案第 7 号 | 財産の取得について |
| 日程第 20 | 議案第 8 号 | 令和元年度遠軽町下水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について |
| 日程第 21 | 議案第 9 号 | 令和 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 22 | 議案第 10 号 | 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 23 | 議案第 11 号 | 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |

- 日程第 2 4 認定第 1 号 令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 2 号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 3 号 令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 4 号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 5 号 令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 6 号 令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 7 号 令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
民生部長	平間敏春君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	会津靖朗君	企画課長	今井昌幸君
財政課長	堀嶋英俊君	危機対策室参事	山地茂樹君
保健福祉課長	古賀伸次君	住民生活課長	高橋静江君

税 務 課 長	二 瓶 雄 介 君	子育て支援課長	太 田 貴 幸 君
農政林務課長	広 瀬 淳 次 君	商工観光課長	小 椋 将 秀 君
建 設 課 長	井 上 隆 広 君	水 道 課 長	大 川 寿 雄 君
生田原総合支所長	大 辻 祐 一 君	丸瀬布総合支所長	伊 藤 雅 彦 君
白滝総合支所長	鴻 上 栄 治 君	会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君
教 育 部 長	大 貫 雅 英 君	総 務 課 長	村 上 裕 和 君
社会教育課長	小野寺 正 彦 君	図 書 館 長	中 島 伸 司 君
監査委員事務局長	奥 山 隆 男 君	選挙管理委員会事務局長	奥 山 隆 男 君
農業委員会事務局長	広 瀬 淳 次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	菊 地 隆 君	事 務 局 係 長	田 中 郁 美 君
事 務 局 主 幹	岩 井 誠 志 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和2年第5回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和2年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第31までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、阿部議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和2年第5回遠軽町議会定例会の会期につきましては、

9月2日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月11日までの5日間と決定いたしました。

なお、9月9日及び10日は決算審査のため、休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月9日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告いたします。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月11日までの5日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月11日までの5日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和2年第5回遠軽町議会定例会の開会にあたり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和2年第4回遠軽町議会臨時会以降における行政について、御報告をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。現在も首都圏をはじめ再びオホーツク管内においても、新型コロナウイルス感染症に関する患者が確認されており、また、全国的に重症者が増加傾向にあるなど、本町においても予断の許さない状況が続いております。

感染症蔓延の影響により、毎年開催されております町内各地域のイベントやお祭り、スポーツ合宿などが中止や縮小を余儀なくされており、毎年9月に開催しております太陽の丘コスモスフェスタにつきましても、規模を縮小しての開催を検討しましたが、やむを得ず開催を中止することとなりました。

これまで各地域のイベントやお祭りなどを主催していただきました実行委員会の皆様をはじめ、御支援と御協力をいただいております関係者の方々、イベントを楽しみにされていた町民の皆様にとりましては大変残念な状況にありますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

町といたしましては、感染症蔓延の影響により地域経済をはじめ、町民の皆様の生活にも大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、アフターコロナを見据えた地域経済の回復や感染症拡大防

《令和2年9月7日》

止事業などに取り組むため、補正予算を提案させていただきました。

町民の皆様におかれましては、感染症蔓延防止のため手洗いの励行や三つの密を避けるなど、道が示している新北海道スタイルの実践や、会食などでは大声を控えるとともに接触確認アプリを活用するなど、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、要望関係についてであります。8月3日及び4日に延期となっております遠軽地区総合開発期成会の札幌要望として、遠軽地区3町の懸案事項について、北海道開発局及び北海道に要望を行ってまいりました。

また、8月11日は北見市において、オホーツク圏活性化期成会における管内の懸案事項について、さらに高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会、遠軽北見道路整備促進期成会及び遠軽地区総合開発期成会の各期成会の懸案事項について、地元選出の武部新衆議院議員に対し、要望を行ってまいりました。今後におきましても、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、従来の形式での要望活動がしづらく、スケジュール的にも厳しい状況にありますが、感染状況を見極めながら地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号令和元年度遠軽町一般会計継続費については、令和元年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号令和元年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものです。

報告第3号令和元年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります矢木修氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会教育長の任命については、現教育長であります河原英男氏が、令和2年11月10日をもって任期満了となりますので、後任の教育長を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第2号教育委員会委員の任命については、現委員であります能正直樹氏が、令和2年11月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第3号農業委員会委員の任命については、現委員の18人が令和2年10月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

《令和2年9月7日》

同意第4号公平委員会委員の選任については、現委員であります和田修氏が、令和2年11月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員であります前本雅司氏、秋田博氏及び橋本健一氏が、令和2年11月8日をもって満期満了となりますので、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に中核市の長が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を追加するため、本条例を定めるものです。

議案第3号工事請負契約の締結については、令和2年度湯の里原野道路矢の根橋外1件長寿命化工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第4号及び議案第5号の工事請負契約の変更契約の締結については、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター外構等整備工事及び令和2年度豊里地区営農飲雑用水整備工事（その2）について、議会の議決を求めるものです。

議案第6号及び議案第7号の財産の取得については、小学校児童用パソコン及び中学校生徒用パソコンの購入について、議会の議決を求めるものです。

議案第8号令和元年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第9号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、分担金及び負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び町債を補正するものです。

歳出については、会計年度任用職員の任用に係る経費、総務省への自治実務研修生派遣に係る研修旅費、社名淵地区テレビ視聴環境整備業務委託料、高度無線環境整備推進事業負担金、地域拠点施設整備事業設計変更に伴う工事請負費の減額、ふるさと寄附金受付等業務委託料、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費、デジタル手続法改正に伴う住民基本台帳システム等の改修業務委託料、特定不妊治療交通費助成扶助費、飲料水確保事業補助金、畜産担い手育成総合整備事業負担金、国（観光庁）助成事業による冬期間の体験アクティビティ実証事業の実施に係る観光振興協議会補助金、道路橋梁維持事業に係る経費、感染症患者搬送装置（アイソレーター）購入に係る遠軽地区広域組合消防負担金、教職員健康診断に係る手数料及び夏期休業期間中の登校日の小・中学校給食費として賄い材料費の経費等を計上したところです。

議案第10号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、

国民健康保険税遡及脱退等に係る一般被保険者保険税還付金を計上したところです。

議案第11号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、令和元年度介護給付費負担金等の確定に伴う返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第7号までは、令和元年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結等の案件につきまして、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号令和元年度遠軽町一般会計継続費について議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第1号令和元年度遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和元年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、7款商工費1項商工費、遠軽道の駅整備事業につきまして、平成30年度から令和元年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画8億5,461万3,000円に対し、実績8億5,437万800円となったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号令和元年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号令和元年度遠軽町健全化判断比率について

て、日程第6 報告第3号令和元年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○**財政課長（堀嶋英俊君）** 報告第2号令和元年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、令和元年度においては9.3%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、令和元年度においては19.7%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番9として、監査委員の健全化判断比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号令和元年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番9及び11として、監査委員の資金不足比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○**議長（前田篤秀君）** これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和元年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和元年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、矢木修氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝682番地。

氏名、加藤俊之氏。

生年月日、昭和34年4月7日であります。

加藤氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 同意第1号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会教育長の任命について御説明いたします。

教育委員会教育長、河原英男氏が、令和2年11月10日をもって任期満了となるため、別紙の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

住所、遠軽町大通北7丁目3番地128。

氏名、河原英男氏。

生年月日、昭和22年1月9日であります。

河原氏は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する方でありますので、教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第9 同意第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第2号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員、能正直樹氏が、令和2年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地40。

氏名、能正直樹氏。

生年月日、昭和45年6月29日であります。

能正氏は、人格が高潔で、教育に関し識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 同意第3号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第3号農業委員会委員の任命について御説明いたします。

遠軽町農業委員会委員が、令和2年10月8日をもって任期満了となるため、別紙18名の方を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

遠軽町東町3丁目2番地34、西美紀氏、昭和50年3月6日。

遠軽町瀬戸瀬西町123番地5、大河原正一氏、昭和39年7月21日。

遠軽町千代田453番地1、岡田一司氏、昭和29年1月9日。

遠軽町社名淵37番地2、石丸博雄氏、昭和33年4月6日。

遠軽町向遠軽358番地、菅井誠氏、昭和29年5月12日。

遠軽町向遠軽363番地、菅井美徳氏、昭和48年12月20日。

遠軽町清川356番地3、笹原仁氏、昭和46年1月27日。

遠軽町清川402番地2、石山幸一氏、昭和28年12月23日。

遠軽町豊里114番地、鈴木和弘氏、昭和45年3月3日。

遠軽町若咲内131番地、林秀和氏、昭和46年6月23日。

遠軽町生田原豊原187番地6、新国純一氏、昭和33年12月18日。

遠軽町生田原清里952番地、梶田政實氏、昭和33年5月22日。

遠軽町生田原八重154番地4、西原弘子氏、昭和33年6月10日。

遠軽町丸瀬布新町411番地13、大村明氏、昭和24年11月2日。

遠軽町丸瀬布天神町6番地3、須藤智弘氏、昭和40年7月28日。

遠軽町丸瀬布金山181番地1、佐藤克哉氏、昭和38年12月12日。

遠軽町旧白滝421番地2、原田喜一郎氏、昭和27年3月24日。

遠軽町東白滝246番地、早川剛司氏、昭和45年1月29日。

以上、18名の方は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方でありますので、農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、18名の方の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第3号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第11 同意第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 同意第4号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第4号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

公平委員会委員、和田修氏が、令和2年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町南町3丁目3番地10。

氏名、中村哲男氏。

生年月日、昭和30年5月19日であります。

中村氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第4号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第12 同意第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第12 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員、前本雅司氏、秋田博氏及び橋本健一氏が、令和2年11月8日をもって任期満了となるため、次の3名の方を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝691番地。

氏名、前本雅司氏。

生年月日、昭和21年9月25日。

住所、遠軽町生田原271番地8。

氏名、秋田博氏。

生年月日、昭和22年7月28日。

住所、遠軽町1条通北7丁目1番地68。

氏名、鈴木光男氏。

生年月日、昭和31年5月28日であります。

以上、3名の方は、人格が高潔で、固定資産の評価に関して識見を有する方でありますので、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、3名の方の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰することについて、議会の議決を求めるものがあります。

次のページをごらん願います。

1、遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当する自治功勞としまして、12年以上、農業委員会委員の職にあります、遠軽町岩見通南3丁目1番地28、小野人司様、遠軽町生田原278番地54、中村肇様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当する自治功勞としまして、20年以上、都市計画審議会委員の職にあります、札幌市西区二十四軒3条6丁目5番10号、阿部秀明様、遠軽町西町3丁目5番地153、阿部ゆり子様であります。

3、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功勞としまして、まちづくり振興資金として30万円の御寄附をいただきました、遠軽町東町1丁目1番地18、金谷正一様であります。

4、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功勞としまして、新型コロナウイルス感染症予防対策資金として200万円の御寄附をいただきました、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社様、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都文京区本郷3丁目42番5号、エム・エフコンサルタント株式会社様、新型コロナウイルス感染症予防対策資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都港区赤坂1丁目14番5号、JapanGold株式会社様、まちづくり振興資金として116万4,000円の御寄附をいただきました、東京都千代田区麴町4丁目2番地、株式会社工営エナジー様であります。

5、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当する消防功勞としまして、20年以上、消防団員として勤続された、遠軽町瀬戸瀬西町62番地2、岡村貴幸様、遠軽町白滝919番地、今野和行様、遠軽町東白滝246番地、早川剛司様、遠軽町白滝281番地1、野田光様、遠軽町生田原548番地1、飯田千春様、遠軽町大通北7丁目3番地53、今野雅春様、遠軽町東町3丁目1番地97、長野博道様、遠軽町生田原800番地9、舟木聡恵様、遠軽町西町3丁目2番地70、川上恒雄様であります。

以上、14個人、4法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

《令和2年9月7日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第2号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第2号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に中核市の長が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を追加するため、定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の2第1項の中核市」を加える。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長(会津靖朗君) 議案第3号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度湯の里原野道路矢の根橋外1件、長寿命化工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,468万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史であります。

この工事につきましては、令和2年8月27日、株式会社渡辺組外7社により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が6,468万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、42番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社三共後藤建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和3年3月19日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第4号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第4号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策の影響による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター外構等整備工事であります。

契約金額は、変更前、1億3,834万7,000円、変更後、1億2,309万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史であります。

この工事につきましては、令和2年3月13日、議会の議決をいただき、契約を締結し、令和2年12月18日の完成を予定しているところでありますが、感染症対策の影響による変更後の契約金額を変更前の金額から1,525万7,000円減額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年8月27日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第5号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第5号工事請負契約の変更契約の締結について説明

いたします。

本事業を促進するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度豊里地区営農飲雑用水整備工事（その2）であります。

契約金額は、変更前、5,967万5,000円、変更後、6,177万6,000円であります。

契約の相手方は、遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社、代表取締役、以西善一であります。

この工事につきましては、令和2年6月18日、議会の議決をいただき、契約を締結し、令和2年12月10日の完成を予定しているところでありますが、事業促進による設計変更に伴い、変更後の契約金額を変更前の金額から210万1,000円増額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年8月27日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第6号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第6号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、小学校児童用パソコン726台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は4,301万円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役社長、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、令和2年8月27日、イト電商事株式会社外6社によ

り指名競争入札を行い、イト電商事株式会社が4,301万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、イト電商事株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。納期につきましては、令和3年2月26日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第7号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第7号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、中学校生徒用パソコン385台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は2,280万3,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役社長、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、令和2年8月27日、イト電商事株式会社外6社により指名競争入札を行い、イト電商事株式会社が2,280万3,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表、2番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、イト電商事株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。納期につきましては、令和3年2月26日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） かなりの台数、小学校と中学校合わせると1,100台の納入になるのでしょうかけれども、全国的に小・中学校のパソコンというのは国の方針もあって、そろえなさいという話になっていますが、これだけの数は契約の中でいつまでに納品するという話になっているのか、工事発注のほうに書いてあるかな……。余計な心配なのですが、これだけの台数を一気に、今年度中にそろえることが可能だという確約はあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 納期につきましては、令和3年2月26日を予定しておりますが、仮契約で相手方は、これに対応できるということの契約をしておりますので、その約束を守ってもらえるかと思っています。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） これも余計な心配なのですがけれども、もし仮にですよ、仮の話して悪いのですがけれども、納品できなかったというような状況のときには、どういうふうな扱いになるか。契約書の中にそういうものは書いてあると思いますけれども、その辺はどうなっています。違約金みたいのを取るのか取らないのか。（発言する者あり）もしもできない状況になったときには……。

○議長（前田篤秀君） 会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） この契約を結んで、そのとおりでできなければ、違約金というものが発生してきます。（「分かりました」と発する声あり）

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第8号令和元年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第8号令和元年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

令和元年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金1億5,558万3,981円のうち、8,000万円を減債積立金として処分することにいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号令和元年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時5分まで、暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第21 議案第9号から日程第23 議案第11号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第9号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）、日程第22 議案第10号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第23 議案第11号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第9号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,682万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を229億6,843万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

13款分担金及び負担金につきましては、1項負担金に456万円を追加し、総額を6,330万1,000万円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に4億686万5,000円を追加し、総額を44億1,407万5,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に2,400万円を追加し、総額を6億8,790万6,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,128万円を追加し、総額を2,003万1,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を4,995万円減額し、総額を12億937万円とするものです。

21款諸収入につきましては、4項受託事業収入に668万8,000円を追加、5項雑入に188万5,000円を追加し、総額を2億2,645万5,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に3億3,150万円を追加し、総額を60億8,540円とするものです。

これにより、歳入合計222億3,161万1,000円に7億3,682万8,000円を追加し、総額を229億6,843万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に6億6,969万5,000円を追加、2項徴税費に244万9,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に716万1,000円を追加し、総額を102億335万3,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を316万6,000円減額し、総額を29億3,205万2,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に54万2,000円を追加し、総額を12億9,208万4,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に528万円を追加し、総額を5億6,897万8,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に1,800万円を追加し、総額を10億8,808万9,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に2,869万8,000円を追加し、総額を21億2,990万5,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費に196万1,000円を追加し、総額を9億

6,689万4,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に79万8,000円を追加、2項小学校費に80万8,000円を追加、3項中学校費に60万2,000円を追加、4項学校給食費に400万円を追加し、総額を12億6,741万2,000円とするものです。

これにより、歳出合計222億3,161万1,000円に7億3,682万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の229億6,843万9,000円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費の変更につきましては、2款総務費1項総務管理費、町民センター整備事業の継続年度を令和3年度まで延長し、総額を51億3,650万6,000円に、年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

なお、当該事業は本年度中の執行を予定し、既定の予算に計上しているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、工期を延長せざるを得ないことから、事業の実施年度を延長し、継続費を変更するものです。

芸術文化交流プラザ外構等整備事業につきましては、本体工事の工期延長に伴い、継続年度を令和4年度まで延長し、総額を1億1,542万4,000円に、年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の追加につきましては、高度無線環境整備推進事業、限度額2億6,830万円及び河川しゅんせつ推進事業、限度額400万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業の限度額を36億320万円に、畜産担い手育成総合整備事業の限度額を210万円に、道路橋梁事業の限度額を9,260万円に、除雪機械整備事業の限度額を3,540万円に、道路新設改良事業の限度額を2億3,670万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費226万8,000円につきましては、職員欠員に伴う会計年度任用職員の任用に係る経費を追加、職員研修事業262万7,000円につきましては、自治実務研修生として職員を1年間、総務省に派遣する研修旅費を計上するものです。

5目財産管理費、テレビ視聴環境整備事業242万円につきましては、テレビ受信レベルの低下に対応する社名淵地区テレビ視聴環境整備業務委託料を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費4億3,884万1,000円につきましては、新型コロナウ

ウイルス感染症の対応のための新たな日常に必要な情報通信基盤として、国が推進する光ケーブル未整備地区の整備実施のため、高度無線環境整備推進事業負担金を計上するものです。地域拠点施設整備事業2,743万4,000円の減額につきましては、建設工事の工期延長に伴う（仮称）えんがる町民センター外構等整備工事及び芸術文化交流プラザ外構等整備工事の減額です。ふるさと寄附金促進事業84万2,000円につきましては、ふるさと寄附金の拡大を図り、ふるさと納税サイトに掲載するページデザインの作成を専門事業者に委託するための経費を追加するものです。

14目諸費、税外収入還付730万円につきましては、障がい者自立支援医療費ほか国庫負担金等の令和元年度分精算による返還金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業につきましては、指定寄附金7件、93万円、ふるさと納税寄附金639件、265万3,000円により、まちづくり振興基金積立金358万3,000円を追加、企業版ふるさと納税寄附金1件、100万円により、まち・ひと・しごと創生基金積立金に100万1,000円を計上するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業2億3,824万7,000円につきましては、アフターコロナに向けたスローライフ等応援事業などに係る報償費、各施設・各所管における感染防止のためのマスクや消毒液等の消耗品費、パーティションやサーマルカメラ等の備品購入費、各施設のトイレ洋式化や手洗い場改修等の公共施設等環境改善工事などの計上のほか、新たな経済対策支援金等に係る経費として、プレミアム付商品券発行事業補助金7,922万6,000円、地域消費喚起支援事業補助金500万円、新しい生活様式促進支援金425万円、社会福祉サービス提供事業所緊急支援金2,500万円、新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援金3,007万5,000円、スローライフ等応援事業助成金1,260万円を計上、また、現在実施している事業の拡大や追加として、宿泊施設利用促進事業補助金307万円、特定施設継続支援金1,800万円を追加するものです。

2項徴税费1目税務総務費、税務総務一般経費244万9,000円につきましては、町税の過年度還付の増加が見込まれるため、税収入還付金を追加するものです。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業716万1,000円につきましては、デジタル手続法の改正に伴う戸籍電算システム改修業委託料485万1,000円及び住民基本台帳システム改修業務委託料231万円を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業につきましては、国民健康保険特別会計繰出金316万6,000円の減額です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、財源の振替です。

2目母子保健費、母子保健推進事業18万6,000円につきましては、実績及び見込みによる特定不妊治療交通費助成扶助費を追加するものです。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費35万6,000円につきましては、飲料水確保事

業補助要綱に基づき、飲料水に不足を生じている住民のボーリング事業及び滅菌器設置に対する補助金を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費、畜産担い手育成総合整備事業528万円につきましては、草地整備事業の事業予算調整による追加配分に伴い、計画の一部を前倒しして実施するため、事業負担金を追加するものです。

7款商工費1項商工費3目観光費、観光関係団体助成事業1,800万円につきましては、観光庁の助成事業による魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業として、冬期間の体験アクティビティ実施に対する遠軽町観光振興協議会補助金を追加するものです。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業2,869万8,000円につきましては、土木維持連絡車両の購入に係る自動車損害保険料及び備品購入費280万円、橋梁長寿命化設計業務委託料2,659万円の追加及び執行精査による橋梁長寿命化単価策定業務委託料69万2,000円の減額です。

3目道路橋梁新設改良費につきましては、財源の振替です。

3項河川費1目河川総務費につきましては、財源の振替です。

9款消防費1項消防費1目消防費、消防事業196万1,000円につきましては、感染症患者搬送装置2器の導入に係る遠軽地区広域組合消防負担金を追加するものです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教職員健康診断事業79万8,000円につきましては、感染症の影響で健診車が使えないため、医療機関での検診に必要な手数料を追加するものです。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費80万8,000円につきましては、感染症対策用マスク等の購入経費及び臨時休業時の教材郵送等に係る通信運搬費を追加するものです。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費60万2,000円につきましては、感染症対策用マスク等の購入経費を追加するものです。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理事業400万円につきましては、感染症による臨時休業の影響で、夏期休業期間中に登校日を設定したことから、保護者負担軽減のため給食費を町が負担することとし、賄い材料費を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

13款分担金及び負担金1項負担金3目農林水産業費負担金456万円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業の追加に伴う受益者負担金の追加です。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金4億6,895万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金716万1,000円の追加及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億6,179万円の追加です。

5目土木費国庫補助金につきましては、交付金の交付決定による除雪機械購入費交付金2,161万3,000円及び道路改良事業交付金4,070万円の減額です。

6目教育費国庫補助金22万7,000円につきましては、感染症対策用マスク等の購入に係る学校保健特別対策事業費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金2,400万円につきましては、町が実施する商品券発行事業に対する北海道のプレミアム付商品券発行事業費補助金の計上です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金473万円につきましては、まちづくり振興資金として2件、41万円、社会福祉費振興資金として4件、22万円、芸術文化交流プラザ運営資金として1件、30万円、新型コロナウイルス感染症対策資金として4件、380万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金655万円につきましては、645件のふるさと納税寄附金及び1件の企業版ふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、4,995万円の減額です。

21款諸収入4項受託事業収入1目衛生費受託事業収入668万8,000円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合による高齢者の介護予防、重症化予防等のための業務に係る高齢者保険一体的実施推進受託事業収入を計上するものです。

5項雑入5目過年度収入188万5,000円につきましては、障がい者介護給付費等負担金など国庫負担金及び道負担金等の元年度事業に係る精算、受入れによるものです。

22款町債1項町債1目総務債2億4,230万円につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業債2,600万円の減額及び高度無線環境整備推進事業債2億6,830万円の追加です。

3目農林水産業債70万円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業債の追加です。

5目土木債8,850万円につきましては、道路橋梁事業債2,650万円、除雪機械整備事業債1,930万円、道路新設改良事業債3,870万円、河川しゅんせつ推進事業債400万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第10号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,766万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金については、1項国庫補助金に240万6,000円を追加し、総額を509万円とするものです。

4款道支出金につきましては、1項道補助金に182万円を追加し、総額を15億7,042万8,000円とするものです。

6款繰入金につきましては、1項他会計繰入金から316万6,000円を減額し、総額を2億6,772万6,000円とするものです。

これよりまして、歳入合計21億7,660万8,000円に106万円を追加し、総額を21億7,766万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

7款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に106万円を追加し、総額を315万6,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計21億7,660万8,000円に106万円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億7,766万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減となる被保険者に対する国民健康保険税の減免に係る国及び北海道の財政支援による一般会計繰入金として、収入増となる422万6,000円につきまして、財源内訳を変更するものであります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金2節償還金利子及び割引料の106万円の追加は、一般被保険者保険税に係る還付金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして6ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫補助金2目は新目でありまして、災害等臨時特例補助金1節災害等臨時特例補助金240万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減の被保険者に係る国民健康保険税の減税に係る国の財政支援分として、医療保険給付諸費分216万1,000円を、また、介護保険制度運営推進費分24万5,000円をそれぞれ計上するものであり、国の補助割合は現年度保険料の減免額の10分の6となっております。

4款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金2節特別交付金182万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった被保険者に対する国民健康保険税の減税に係る北海道の財政支援分として163万円を、また、介護保険制度運営推進費分として19万円をそれぞれ計上するものであり、北海道の補助割合は現年度保険

税の減免額の10分の4、過年度分につきましては10分の10となっております。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節その他一般会計繰入金316万6,000円の減額につきましては、国及び道の補助により収入増となる422万6,000円から還付金として歳出増となる106万円を差し引いた額について、一般会計からの繰入額を減額するものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第11号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,241万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億8,079万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に3,241万5,000円を追加し、総額を3,241万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億4,837万6,000円に3,241万5,000円を追加し、総額を21億8,079万1,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3,241万5,000円を追加し、総額を3,262万5,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計21億4,837万6,000円に3,241万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億8,079万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金47万8,000円につきましては、過年度分還付件数及び還付額の増額による追加であります。

3目償還金3,193万7,000円につきましては、令和元年度介護給付費の確定に伴う介護給付費負担金等返還金の計上であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,241万5,000円につきましては、第1号被保

険者保険料還付金及び介護給付費負担金等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第9号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから17ページ。

山本議員。

○12番（山本 悟君） 11ページ、2款16目報償費の関係で、新型コロナウイルス感染症対策事業、この中でお話を聞きたいと思います。

コロナウイルス対策でいろいろな事業をたくさんやられて、よく見ました。これ少しでも経済が回復と思いましたが、全国・全道で解雇、それから解雇止め、それから休業の関係がたくさん出ているというふうに新聞に出ています。遠軽町において、今、言う解雇された人たち、それから解雇予定の人たち、それから解雇予定者、それから休業をされた人たちが何人ぐらいいらっしゃるのか、調べていたら報告をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいま企業の休業・廃業についての御指摘いただきました。遠軽町での休業・廃業の件数、調べるようにとのことでした。現在、町では休業・廃業の件数押さえておりませんが、ハローワーク等収集できる情報あれば収集の上、整理したいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 申し訳ない。僕、個別に事業所ごと聞いたのではなくて、個人的に事業所から解雇された者、それから休業を指定された者などの調査をしていたのかどうかを聞きたかったのですが。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

個人的に解雇された者ですとかそういった者についての数字というのは、調査はしてございません。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 分かりました。実は7月1日の北海道新聞で、2月14日から6月24日までの4か月間、コロナ対策で解雇された者が940人、休業をされた者が約6万人を超えているというふうに報道がありました。遠軽町でも解雇された者、それから休業をしなければならない者が多くいると思います。今回の事業の中で個別に、個人的に

雇用するような事業は入ってなかったのですけれども、その予定があるかどうかを聞きたい。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

個人的な雇用の関係の事業ということですが、今回、提案させていただいている経済関連のコロナの事業ではございません。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今の山本議員の発言に若干関連すると思うのですけれども、いわゆる国の雇用調整助成金、この中でそれを活用して事業展開されている事業者というのは遠軽町にもいるのではないかというふうには思うのですけれども、先ほどの山本議員の質問でどれだけの方が解雇されたのか、雇い止めにあつたのか、あるいは極端に収入が減ったのか、これのところについては把握をしていないということですから、それ以上の質問しませんけれども、ただ、自治体によっては会計年度任用職員として採用しているのか、本採用しているのかちょっと分かりませんが、そういった政策を展開している自治体もあるというふうに報道されておりますが、将来的なものも含めて、遠軽町では今後そういったような考え方をお持ちかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 会計年度任用職員での採用を考えていないのかという御質問だというふうに思いますけれども、現在のところは、そのような考えは持ち合わせてはおりません。今後、状況などを勘案しながら、必要に応じて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） そのほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、3款民生費、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款衛生費、20ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款農林水産業費、22ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、7款商工費、24ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8款土木費、26ページから29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、9款消防費、30ページから31ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、32ページから39ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。
13款分担金及び負担金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、15款国庫支出金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、16款道支出金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、18款寄附金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、19款繰入金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、21款諸収入、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、22款町債、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、次に第2表、継続費補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、地方債補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、議案第9号の質疑を終わります。
次に、議案第10号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、7款諸支出金、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。
3款国庫支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、4款道支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、6款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第9号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 認定第1号から日程第30 認定第7号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第24 認定第1号令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第2号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第3号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第4号令和元年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第5号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第6号令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第30 認定第7号令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

伯谷会計管理者。

○会計管理者（伯谷和昭君） 地方自治法第233条第3項の規定による令和元年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番3、4及び6から8までの5冊でございます。赤番3は一般会計及び特別会計におけます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、赤番4は歳入歳出決算概要説明書、赤番6は地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番7は歳入歳出決算審査意見書、赤番8は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番3、歳入歳出決算書を御覧願います。

決算書の1ページから4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計、173億2,476万6,177円。

右列、不納欠損額合計、1,423万4,441円。

収入未済額合計、2億2,920万2,113円。

なお、一般会計及び各特別会計におけます収入未済額及び不納欠損額の内訳は、赤番4、歳入歳出決算概要説明書の19ページから29ページ、4、町税等収入未済額比較表及び5、収入未済額調書、6、不納欠損額調書にて記載してございます。後ほど御覧願います。

決算書に戻り、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

8ページ、左列、支出済額の歳出合計は168億7,875万6,596円。

翌年度繰越額合計、2億7,402万9,000円。

不用額合計、6億7,715万9,404円。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額4億4,571万9,581円、このうち2億900万円は、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、9ページから214ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、215ページをお開き願います。

215ページ表中、実質収支額は4億1,786万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億900万円であります。

続きまして、認定第2号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の216ページをお開き願います。

216ページ、217ページは歳入に係る決算額で、217ページ、収入済額の歳入合計は21億3,701万5,084円。

不納欠損額合計、767万2,868円。

収入未済額合計、7,288万1,549円。

218ページをお開き願います。

218ページ、219ページは歳出に係る決算額となり、219ページ、支出済額の歳出合計は21億1,845万8,415円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、1億5,669万5,585円。

218ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、1,855万6,669円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、220ページから245ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、246ページをお開き願います。

246ページ表中、実質収支額は1,855万6,000円であります。

次に、認定第3号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

247ページをお開き願います。

247ページ、248ページは歳入に係る決算額で、248ページ、収入済額、歳入合計3億3,184万2,748円。

不納欠損額合計、1,800円。

収入未済額合計、162万4,100円。

249ページをお開き願います。

249ページ、250ページは歳出に係る決算額で、250ページ、支出済額、歳出合計3億2,970万8,618円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、624万9,382円。

249ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、213万4,130円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、251ページから260ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、261ページをお開き願います。

261ページ表中、実質収支額は213万4,000円であります。

次に、認定第4号令和元年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の262ページをお開き願います。

262ページ、263ページは歳入に係る決算額で、263ページ、収入済額、歳入合計19億5,462万9,413円。

不納欠損額合計、19万2,198円。

収入未済額合計、377万4,700円。

264ページをお開き願います。

264ページ、265ページは歳出に係る決算額です。265ページ、支出済額、歳出合計18億5,765万610円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、2億1,852万2,390円。

264ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、9,697万8,803円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、266ページから287ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、288ページをお開き願います。

288ページ表中、実質収支額は9,697万8,000円であります。

次に、認定第5号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の289ページをお開き願います。

289ページ、290ページは歳入に係る決算額で、290ページ、収入済額の歳入合計4,075万8,807円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円。

次に、291ページをお開き願います。

291ページ、292ページは歳出に係る決算額です。292ページ、支出済額の歳出合計4,071万4,733円。

翌年度繰越額の合計、ゼロ円。

不用額の合計、269万5,267円。

291ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は4万4,074円。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、293ページから300ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、301ページをお開き願います。

301ページ表中、実質収支額は4万4,000円であります。

次に、302ページから310ページは、令和元年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載しています。詳細については省略させていただきます。

次に、別冊赤番4、令和元年度遠軽町一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧願います。

1ページをお開き願います。

1ページは、会計別決算額総括表でございます。

2ページから10ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較したものです。

11ページから18ページは、各款の中で節の占める金額及び比率で、会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳です。

次に、19ページは、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものです。

20ページから24ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳です。

25ページから29ページは不納欠損額調書で、令和元年度における不納欠損額の年度別内訳です。

30ページから31ページは、給与費決算調書で、各項における給与費の内訳です。

32ページ、33ページは、公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものです。

34ページ、35ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの11基金の内訳です。

35ページ、決算年度末現在高（J）の金額は、73億2,334万5,865円、また、本年5月末現在高（Q）は、94億5,195万4,212円となっております。

次に、令和元年度定額運用基金運用状況につきまして、36ページは土地開発基金運用状況、37ページは奨学資金貸付基金運用状況、38ページは旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金運用状況の内訳になっています。

次に、目的税の用途につきまして、39ページは入湯税及び都市計画税、40ページから41ページは、引き上げ分に係る地方消費税の内訳になっています。お目直しをお願いいたします。

その他、お手元の資料、赤番6、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番7、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番8、基金運用状況審査にお

る監査委員の意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしくお願いたします。

以上で、令和元年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 地方公営企業法第30条第4項の規定による令和元年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第6号令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定についてと認定第7号令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番5、令和元年度遠軽町企業会計決算書と赤番10、地方公営企業法に基づく監査委員の意見書としての令和元年度遠軽町企業会計決算審査意見書であります。

初めに、認定第6号令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

赤番5の令和元年度遠軽町企業会計決算書を御覧願います。

1ページから4ページまでは、令和元年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページから2ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額5億6,928万1,995円です。下段は支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費まで合わせて、決算額4億6,603万6,383円です。

次に、3ページから4ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項分担金まで合わせて、決算額6億7,836万1,968円です。下段は支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金合わせて、決算額8億7,522万1,448円です。

なお、建設改良費821万7,000円を地方公営企業法第26条の規定により翌年度に繰り越しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,685万9,480円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,156万2,917円、減債積立金3,000万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,175万1,336円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,354万5,227円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書を御覧願います。

当年度純利益は4,314万2,895円となっております。

6ページから7ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

8ページから12ページまでは、令和2年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからは決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益

費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第7号令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

38ページから41ページまでは、令和元年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しています。

38ページから39ページまでの上段は、収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額10億3,118万79円です。下段は支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億737万3,541円です。

40ページから41ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項分担金及び負担金までを合わせて、決算額3億7,158万9,920円です。下段は支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額7億1,727万4,810円です。

なお、建設改良費1,126万3,000円を地方公営企業法第26条の規定により、翌年度に繰り越しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,568万4,890円は、過年度分損益勘定留保資金2,731万4,653円、当年度分損益勘定留保資金2億3,194万4,398円、減債積立金8,000万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額376万9,580円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額265万6,259円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、42ページ、損益計算書です。当年度純利益が1億1,590万905円となっております。

43ページから44ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

45ページから49ページまでは、令和2年3月31日現在の貸借対照表です。

50ページからは決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しています。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

そのほかにお手元の資料、赤番10の遠軽町企業会計決算審査意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、令和元年度遠軽町水道事業会計及び遠軽町下水道事業会計の決算認定についての説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

一括上程しました令和元年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委

員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定しました。

○議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に秋元議員、副委員長に11番佐藤議員が選出されましたので御報告いたします。

◎散会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 1時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田篤秀

署名議員 秋元直樹

署名議員 阿部君枝